

◆NEW

このほどEUは、委員会通達（Council Directive）で、電子書籍を含む電子的サービスに関わる域内諸国の付加価値税（VAT）の徴収方法を変更することを発表した。すでに

EUは「電子書籍は書籍に該当しない」と結論しており、これにより2015年から、これまで提供国（サーバ所在地）で課税されていたものが消費国課税に切替えられる

現在、EU加盟国は協定により、電子書籍作品の売上金に15～20%程度のVATを“内税方式”で課している。しかし、ルクセンブルクはこの協定を無視し、自国内での

VAT

を

3

%と低く設定しているため、マゾンや

Kobo

はルクセンブルクを欧州拠点にしている。この

VAT

の格差が是正されるが、課税コストがかかるうえ、消費者にとっては大きなマイナスとなる。